

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和7年8月1日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社湯来野の花	野の花訪問介護事業所	広島市佐伯区湯来町下987番地	訪問介護
合同会社優縁	訪問看護ステーション楓	広島市中区江波本町5番27号クレスト江波303号室	訪問看護及び介護予防訪問看護
一般社団法人咲く未来	訪問看護ステーションみらさく	広島市東区中山西一丁目1番32-205号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社ハニービー	ナースステーションHoney-Be e	広島市西区庚午北四丁目6番25号	訪問看護及び介護予防訪問看護
合同会社SKYTRYING	寄り添いリンク	広島市安佐南区西原四丁目33番41号第2森下ビル703号室	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社シンシード	あゆみ訪問看護ステーション安 佐南	広島市安佐南区祇園三丁目21番10号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社湯来野の花	野の花デイサービス	広島市佐伯区湯来町下987番地	通所介護

